

技 第 6 7 4 号
令和4年3月24日

島根県建設産業団体連合会長 様

島根県土木部技術管理課長
(公 印 省 略)

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する
間接費の設計変更の積算方法に関する試行について

このことについて、別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

土木部技術管理課

農林設計基準グループ 0852-22-5942/5653

土木設計基準グループ 0852-22-5941/5390

E-mail : sekisan-system@pref.shimane.lg.jp



技 第 6 7 4 号
令和4年3月24日

隠岐支庁関係各局長
農林水産部関係各課長
農林水産部地方機関の長
土木部関係各課長
土木部地方機関の長 } 様

土木部技術管理課長

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する
間接費の設計変更の積算方法に関する試行について（通知）

令和3年発生災害復旧工事等の早期執行に万全を期すため、当分の間、積算方法に係る下
記の試行を行いますので、適切に運用してください。

なお、市町村へは別途参考送付しています。

記

1 施行内容

- (1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更
- (2) 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更
別添「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の積算方法に関する試行要領」（以下、試行要領という）による。

2 対象工事

- (1) 島根県農林水産部及び土木部（港湾空港課空港事業、建築住宅課を除く）が所管する建設工事
- (2) 適用工事の条件
令和4年4月1日以降に契約する工事（変更契約を含む）

3 適用年月日

令和4年4月1日

4 その他

本試行要領は、技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。

「職員ポータルライブラリ」の登録先は下記のとおりです。

土木部－技術管理課－01-03-410【設計積算基準関連通知】「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の積算方法に関する試行について」

土木部技術管理課

農林設計基準グループ 0852-22-5942/5653

土木設計基準グループ 0852-22-5941/5390

E-mail : sekisan-system@pref.shimane.lg.jp